

地域における深刻な生活課題の解決や孤立防止に向けたアクションプラン(総括版)

ステップ① *「ステップ②」の実施に向けて当面行う必要のある取り組み

ステップ② *行動宣言の具体化するうえで取り組みが求められる事業

あらゆる生活課題への対応

1. 行動宣言の社協役員への周知と取り組みに向けた役職員の意識改革
2. 地域における多様な生活課題に対応する社会資源の把握及び連携の場づくり
3. 深刻な生活課題の解決や孤立防止にむけたプロジェクトや制度外サービスの対応事例の蓄積

1. 経済的困窮者等の支援など深刻な生活課題の解決に向けた地域の関係機関のネットワーク(プラットフォーム)の形成
2. 多様な生活課題に対応する新たな生活支援サービスや福祉活動の開発・実施
3. 経済的困窮者等への緊急的なサービスの開発・実施
4. 地域住民、民生委員・児童委員、社会福祉施設等の専門機関、ボランティア・NPO団体等のほか、ワークや教育機関などとの連携による経済的困窮者等への自立支援や就労支援プログラムの開発・実施
5. 在宅福祉サービス事業部門における多様な生活課題への対応

相談・支援体制の強化

1. 「総合相談事業」「心配ごと相談事業」「ボランティア相談」などの相談活動の周知及び体制整備
2. 生活福祉資金貸付事業や日常生活自立支援事業などを通じた深刻な生活課題を抱える方への支援の蓄積・強化
3. 各部所を横断するケース検討会の開催の定期化

1. 相談体制の充実(曜日を問わず相談を受ける体制の確保、制度・事業、分野を問わず多様な生活課題に対応する相談員の配置、「生活支援・相談センター」の設置)
2. 行政との協議等による地域包括支援センターや基幹相談支援センター(障害者総合支援法)等の実施(受託)

アウトリーチの徹底

1. 地域生活支援ワーカー(仮称)(地域福祉コーディネーター、コミュニティソーシャルワーカー等)のモデル配置(福祉サービス圏域(概ね中学校区程度)ごとに配置することを想定)
2. 住民と専門職の協働による小地域を単位とする地域ケア会議のモデル実施
3. 寄り添い型支援のモデル実施
4. 地域の事業者・商店等との連携

1. 地域生活支援ワーカー(仮称)(地域福祉コーディネーター、コミュニティソーシャルワーカー等)の配置(福祉サービス圏域(概ね中学校区程度)ごとに配置)
2. 寄り添い型支援の事業化
3. 地域の問題発見・相談支援のシステム化
4. 在宅福祉サービス事業の地域展開

地域のつながりの再構築

1. 住民の福祉活動の基盤としての「地区社協」や「校区福祉委員会」等(地域福祉推進基礎組織)の支援及び設置促進
2. 見守り・支援やサロン活動などの住民福祉活動の支援
3. 福祉教育などの取り組みと連動した地域福祉活動を行う人材の養成
4. 地域住民やボランティア・NPO団体との協働事業の開発

1. 福祉委員や民生委員・児童委員等が担う身近な相談機能づくり(「福祉なんでも相談」等)
2. 小地域における住民福祉活動の活動拠点の整備(小学校区程度)
3. 小地域を単位とした小地域福祉活動計画の策定
4. 地域住民やボランティア・NPO団体等の活動財源としての共同募金運動の活性化

行政とのパートナーシップ

1. 社協における地域福祉推進の諸活動の評価と積極的な広報活動の展開
2. 地域福祉推進の基盤整備への働きかけ
3. 地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的な策定・見直しの推進
4. 行政と連携した日常生活自立支援事業や成年後見制度等の権利擁護の体制整備

1. 行政と協働した地域福祉推進の状況の評価
2. 権利擁護・成年後見支援センター等の受託実施

(参考)

今日的な生活課題と社協(地域)の対応例

社会福祉協議会

相談支援機能の強化

＜生活支援・相談センター等の整備＞

生活福祉資金や日常生活自立支援事業の取り組み

徹底したアウトリーチによる支援の展開

＜福祉サービス圏域に地域生活支援ワーカー(仮称)(地域福祉コーディネーター、コミュニティワーカー等)の配置、生活支援員の配置、小地域福祉活動の拠点の整備等＞

民生委員・児童委員・社会福祉施設、住民組織、ボランティア・NPO団体との協働

小地域ネットワーク活動やふれあいきいきサロンや等住民福祉活動の実績

- ・電話相談など相談・支援につながる環境づくり
- ・生活福祉資金貸付事業における相談、借受人への継続的な自立支援
- ・制度利用や就労等の総合的支援
- ・地域の社会資源(社会福祉施設、ボランティア・NPO団体、住民活動等)を活用した社会参加等の自立支援
- ・寄り添い型の定期訪問支援

生活困窮者

失業・生活再建

福祉課題を背景にした近隣との摩擦(ゴミ屋敷等)

- ・住民活動と専門職の共働的なアプローチ
- ・制度サービスや生活支援サービスの利用支援
- ・寄り添い型の定期訪問支援

- ・電話相談など相談・支援につながる環境づくり
- ・住民や地域の関係者からの発見・相談の仕組み
- ・住民活動と専門職の共同的なアプローチ
- ・制度サービスと住民活動やボランティア・NPO団体等による居場所づくり、仲間づくりなどの制度外サービスとの総合的支援
- ・寄り添い型の定期訪問支援

ひきこもり

- ・電話相談など相談・支援につながる環境づくり
- ・住民や地域の関係者からの発見・相談の仕組み
- ・住民活動と専門職の協働的なアプローチ
- ・制度サービスと子育てサロンなどの制度外サービスとの総合的支援

子育て不安

- ・住民や地域の関係者からの発見・相談の仕組み
- ・住民活動と専門職の共同的なアプローチ
- ・多種の専門職間の連携
- ・制度・制度外サービス等の総合的支援
- ・寄り添い型の定期訪問支援

多問題世帯

- ・住民や地域の関係者からの発見・相談の仕組み
- ・住民活動と専門職の共同的なアプローチ
- ・サロン等の居場所づくり
- ・住民の見守りや訪問活動

孤立(孤独死)の防止

- ・住民や地域の関係者からの発見・相談の仕組み
- ・住民活動やボランティア・NPO団体等による多様な生活支援サービスづくり

買物困難など生活課題

- ・住民や地域の関係者からの発見・相談の仕組み
- ・日常生活自立支援事業や介護保険等の制度サービスと制度外サービス(居場所づくり・生活支援サービス等)の総合的支援
- ・サロン等の居場所づくり
- ・住民の見守りや訪問活動

認知症高齢者の生活支援

- ・住民や地域の関係者からの発見・相談の仕組み
- ・障害者総合支援法や日常生活自立支援事業等の制度サービスと制度外サービス(居場所づくり・生活支援サービス等)、就労等の総合的支援
- ・地域の社会資源(社会福祉施設、ボランティア・NPO団体、住民活動等)を活用した社会参加等の自立支援

障害者の地域生活支援

- ・住民や関係者からの発見・相談の仕組み
- ・住民活動と専門職の共同的なアプローチ
- ・多種の専門職間の連携
- ・制度サービスと制度外サービス等との総合的支援
- ・寄り添い型の定期訪問支援

虐待予防・対応

(未定稿)

生活支援・相談体制の強化

★「生活支援・相談センター」の設置

- ◎相談窓口の充実
(毎日型→電話相談・365日体制等の検討)
- ◎相談員(専門職)の配置
- ◎部所を横断したケース検討会の定例化
- ◎地域福祉活動推進部門(ボランティア・市民活動センター等)と協働した支援の展開
- ◎幅広い地域の関係者との連携・協働[困難事例の検討会・サービス開発等]
(民生委員・児童委員協議会、社会福祉施設、福祉事務所やハローワーク等の行政機関、地域包括支援センター、障害者・児童等の相談機関など)
- ◎経済的困窮者困窮者への当座の対応(衣食住の確保等)

ハローワーク

生活福祉資金貸付事業

- ・相談・支援機能の強化
- ・借受者への自立支援の強化

福祉事務所

日常生活自立支援事業・法人後見等

- ・地域の各種相談機関や事業所からの権利擁護事業等への支援
- ・権利擁護センターや成年後見支援センター等の受託運営等による体制強化

福祉サービス事業所

社会福祉施設

生活支援のためのアウトリーチ体制の整備

◎「地域生活支援ワーカー(仮称)(地域福祉コーディネーター、コミュニティソーシャルワーカー等)」の配置

[福祉サービス圏域1名程度]

- ★民生委員・児童委員活動や社会福祉施設との連携、住民福祉活動等と協働した相談支援活動、地域ケア会議等の開催・参画
- ★住民や事業者・商店等と連携した生活課題の発見の仕組みづくり
- ★「地区社協」「校区福祉委員会」等の小地域福祉活動の支援やボランティア・NPO団体等による生活支援サービスの開発支援やネットワークづくり

◎「生活支援員」による寄り添い型の支援

★支援計画により、援助を必要とする人々継続的な訪問支援等を行う。

市町村保健センター

総合支援法に基づく相談支援事業所

子育て支援センター

地域包括支援センター

協働

地域包括支援センター等各種相談事業

- ・地域の住民等による多様な生活支援サービスとの連携・協働

介護・障害等福祉サービス事業

- ・地域密着型への積極的展開

地区社協・校区福祉委員会等

(地域福祉推進基礎組織)

- ◎小地域福祉活動の展開
- ◎福祉なんでも相談
- ◎活動拠点の整備

民生委員・児童委員

町内会・自治会

ボランティア団体

支援・調整

◎地域福祉活動推進担当部門(ボランティア・市民活動センター等)との協働

- ★町内会・自治会やボランティア・NPO団体等への活動支援とネットワーク(プラットフォーム)形成
- ★小地域活動のリーダーなどの人材づくり
- ★既存の制度では対応できない援助を必要な人のサービス開発・当事者組織づくり
- ★住民理解の促進(福祉教育等)、地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的策定・見直しの支援、共同募金運動の活性化等による民間財源の醸成、

NPO団体